



もがトンのFP通信

～経営者向け～

2011年3月号

はじめに

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。

この度の東日本大震災で被害にあわれた方々及びご関係者の方々に
対し、こころよりお見舞いを申し上げたいと存じます。

微力ではありますが、何かできることはないかと、少しでも役に立
てることを行っていきたいと思います。

すべての事が「未曾有」「想定外」という言葉に表される通り、
我々皆が“想像もしていなかった”自然の力に翻弄され、打ちのめさ
れたのではなかったでしょうか。

緊急整理です。…。今回はテーマを『地震と損害保険』
とさせて頂き、“地震に対するリスクファイナンス”
を考えていきたいと思ひます。

「いつ起こるかわからない…起こると大きい。」…大変
コントロールしにくいリスクです。

この号のポイント:

- 1 “地震・津波”リスクは
損害保険では免責。
- 2 不測のリスクに備える
方法は…簿外資産。

損害保険では…“地震・津波”は免責です。

火災保険、傷害保険、自動車保険などの“損害保険”では、基本的
に“地震・津波”は免責とされており、保険金は出ません。

これは、今回の大震災でもわかるとおり、地震・津波は大変広範
囲にわたる為、被害が甚大となり、そのリスクを私企業である保険
会社では受けきれないという事情があるのです。

1回の地震・津波の支払で保険会社がつぶれてしまうことも起こっ
てきます。

従って、世界中のどの国でも、地震・噴火・津波は“免責事項”
となっており、保険金の支払はされていないのが実情です。

損保は、地震・噴火
・津波は、出ない。

※因みに…生命保険の普通死亡保険金は…出ます。

一方、今回のテーマとは少し離れますが、生命保険の死亡保険金（いわゆる普通死亡といわれるもの）
は、地震・津波が原因でも出ます。

但し、災害死亡特約（病氣死亡以外の時に割増をする特約）は、やはり地震・津波は免責となってお
り、基本的には出ない契約となっております。

※前回の阪神淡路震災ではこの部分の支払も行いました。今回の東日本大震災でも、各社、この部分も支払う旨の
声明を出しております。

火災保険の場合は…

我が国独自の 地震保険

加入者の家や家財などの財産を守るのが「火災保険」です。繰り返しになりますが、この保険は基本的に「地震・津波」は免責です。

但し、我が地震国日本では、国がリスクを分担するという形で「地震保険（家計保険）」という仕組みを作っております。（通常、火災保険とセットで販売されています。）

これは日本独自の仕組みです。

損害保険会社全体の支払い金額合計が、一定以上大きくなると、国が（50%や80%と）保険金支払の一部を分担するというもの。こうすることによって保険会社も支払のリスクが大きくなり過ぎず、この「地震保険」を維持していけるのです。

但し、以下のように制限も多く、あくまで「最低限」の補償としての意味合いで捉えるべきでしょう。

- ①個人の居住用家屋に限られる。（法人は対象外）
- ②火災保険で掛けている保険金額の最大50%まで。
- ③全損の場合でも、“時価”が限度。

※“時価”とは減価償却した後の償却残額。通常、もう一度立て替える金額（再調達価格）には足りない。

など、です。

傷害保険や自動車保険の場合は…

ケガの通院費や治療費を補償する「（損保の）傷害保険」も基本的に「地震・津波」を原因とするケガでは保険金は出ません。

又、自動車保険の車両保険も、基本的に「地震・津波」は不担保です。

今回の震災で多くの自動車は津波でさらわれてゆく映像を何度となくテレビで見ましたが、あれらも、大部分は保険でカバーされないのではないのでしょうか。



保険会社によっては「天災（危険）担保特約」という特約があります。

これを付帯しておきますと、「地震・津波」もカバーできるようになります。

※但し、この特約はあくまで“天災”によるものですので、「地震・噴火・津波」が対象となります。

同じく免責（不担保）になっている「核燃料等による被害」に関しては、不担保は取れませんのでご注意下さい。

企業向け「地震保険」は??…

前述の通り、企業は、国がサポートしてくれている「地震保険」には入れません。企業の地震リスクをカバーする保険商品は、殆どないといって過言ではありません。

強いて挙げるならば、火災保険の特約に「拡張担保特約」として地震・津波をカバーするものがあるにはあるのですが、制限が多く、一般の企業（特に中堅企業）にとって活用が難しい商品です。

- ① 保険料が高く、何十年に一度あるかないかの“危険”に対して、お支払いいただく保険料の“値頃感”からほど遠い。
- ② 地域、立地、建物の詳細などで引受審査が厳しい。
- ③ 保険会社も再保険に出すので、再保険市場の引受環境によっては、販売が難しい場合もある。※実際、現時点では地震直後であるため、各損保会社も同保険特約の引受をストップしています。……等々。

企業の地震リスクは損害保険ではカバーしにくいリスク…と言えるでしょう。

では、如何にして、地震リスクをカバーするか？

誤解を畏れずに、極端ないい方をすれば、「お金を貯めておく」につきます。

お金を貯める方法もいろいろあると思いますが、昨年11月号でご紹介した「生命保険を活用して簿外資産を貯める方法」も、かなり有効でしょう。保険料を経費化して、税効果が見込めます。

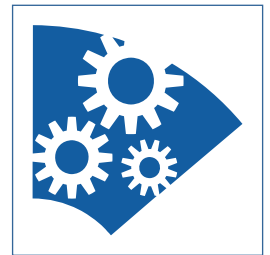
※11月号では貸倒リスクに対する備えとしてご説明しましたが、地震リスクに対しても大変、有効です。

- ① “内部留保金を蓄積して、自己資本率を高める”
- ② “簿外資産を蓄積して、いざという時に、現金と利益を出せる体制を造っておく”

①と②は『財務体質強化』の両輪です。

地震、貸倒など“保険等で効率よくリスクヘッジをできないリスク”に対しては、企業の財務体力を強くして備える他ありません。

国や金融機関はいざという時、助けてくれるのかどうか…わからないですから…。



簿外資産と
自己資本の
重要性

【ご注意】本メールマガジンの記事に紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介したものです。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

有限会社 最晃堂

～企業のリスクファイナンス

事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3715

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：mogami@saikoudo.co.jp

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>